平成２５年（フ）第３５７号
福岡市南区高木３丁目２番９―205号
債務者　尾畑　真理
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７４号
福岡市中央区御所ヶ谷２番36―404号
債務者　金澤　千佳（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７５号
福岡県古賀市千鳥５丁目７番５―102号
債務者　平井　豊喜
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０２号
福岡市早良区有田５丁目22番18―301号
債務者　松浦佐知子（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４０６号
福岡市博多区千代２丁目21番29―201号
債務者　岡田　　明
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４１０号
福岡県糟屋郡志免町南里２丁目23番14号平和荘第２－４号
債務者　山本　秀昭
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２５号
福岡市東区三苫４丁目５番23―403号
債務者　藤井實良子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２６号
福岡県筑紫郡那珂川町中原東１丁目１番３－203号向原団地Ｒ３
債務者　城戸　廣美
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３９号
福岡市南区若久４丁目２番21―107号
債務者　大久保淳司
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５３号
福岡市西区壱岐団地34番401号
債務者　原　久美子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４５６号
福岡市早良区四箇田団地11番503号
債務者　具嶋　　了
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４６１号
福岡県大野城市下大利１丁目15番11号大光アパート102号
債務者　居酒屋みずきこと　藤　智恵子
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７３号
福岡市南区塩原３丁目２番38―202号
債務者　東本　國和
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４７８号
福岡県宗像市曲1575番地１後曲団地201号
債務者　鈴木　能人
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８４号
福岡市西区石丸２丁目９番29号
債務者　瓜生　正彦
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４８９号
福岡県大野城市東大利３丁目11番33－３号カトルシャルムＤ202号
債務者　八尋　美和（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９３号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石84番地21ＳＰＲＯＵＴ須恵413号
債務者　松尾　和寿
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９５号
福岡市城南区別府５―17―19ロイヤルコンフォート別府６―101号、住民票上の住所福岡市南区向野２丁目14番20号
債務者　居酒屋親孝行こと　福永　重光
1　決定年月日時　平成25年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部